

新発田市関係人口創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の人口減少対策に関し、移住及び定住の促進並びに地域の活性化を図るため、移住、定住の促進及び関係人口の増加に資する活動に主体的に取り組む団体等を支援するため、予算の範囲内において新発田市関係人口創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 関係人口創出事業 本市への移住、定住の促進及び交流人口の増加につながる地域交流並びに住民同士の交流を推進することにより地域を活性化する事業をいう。
- (2) 移住者交流事業 移住者相互の交流を図ることにより、移住者の定着を図るための事業をいう。
- (3) しばたサポーターズ 新発田市に興味や縁のある者であって、自ら新発田市の魅力を発信し、シティーセールスの一翼を担う活動を行うものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市内で開催する関係人口創出事業及び移住者交流事業とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 関係人口創出事業 事業参加者のおおむね半数が市外からの参加者であること。

(2) 移住者交流事業 事業参加者のおおむね半数が転入者であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、団体等の代表者がしばたサポーターズの会員であって、前条の補助対象事業を実施する団体等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要する経費とする。ただし、団体等の経常的な運営に係る経費及び構成員等の飲食に係る経費を除く。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象事業について他からの助成金、寄附金、協賛金その他の収入がある場合は、これらの合計額を補助対象経費の合計額から控除した額とし、1事業当たり10万円を限度とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新発田市関係人口創出事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 申請団体等の規約又は会則、構成員名簿等の団体の概要が分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、新発田市関係人口創出事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに新発田市関係人口創出事業補助金交付変更（中止）承認申請書（別記第3号様式）に必要書類を添付して、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに新発田市関係人口創出事業補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、新発田市関係人口創出事業補助金確定通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(努力義務)

第15条 補助事業者は、事業参加者に対し、しばたサポーターズ会員への登録を促すよう努めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から実施した。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から実施した。